



大阪労働局発表  
平成23年10月27日

担	大阪労働局労働基準部監督課
当	電 話 06 (6949) 6490

## 監督指導による賃金不払残業の是正結果 ～269企業で約21億円を是正支払～ (平成22年度の近畿ブロック労働局において)

1 近畿ブロック内の6労働局（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）では、平成22年4月から平成23年3月末までの1年間に管下43労働基準監督署において、賃金不払残業（いわゆるサービス残業。所定労働時間を超えた労働時間の一部又は全部に対して、所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせているもの。）があったとして、労働基準法違反で是正指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上が支払われた事案の状況を取りまとめた（別紙1）。

・ 是正企業数	269 企業（前年度比 80 企業の増）
・ 是正支払額	20 億 5,650 万円（同 3 億 4,106 万円増）
・ 対象労働者数	24,848 人（同 11,066 人増）
・ 是正支払額の1企業平均 764 万円、労働者1人当たり 8 万 3 千円	
<u>是正企業数、是正支払額及び対象労働者数ともに、3年ぶりに前年度を上回った。</u>	

2 大阪労働局においては、賃金不払残業の解消を最重点事項の一つとして取り組んでおり、全国一斉に実施する11月の「労働時間適正化キャンペーン」期間においては、使用者団体等への協力要請、長時間労働等に関するメール情報の受付、リーフレット等による周知・啓発の実施、重点監督等の実施等により、賃金不払残業の解消を含めた労働時間適正化を一層推進することとしている（別紙2）。

## 別紙 1

### 賃金不払残業に対する監督指導による是正結果 (平成 22 年度における遡及支払分)

#### 1 対象事案

平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの間に、定期監督及び申告に基づく監督を行い、労働基準法第 37 条に定める割増賃金等の支払が履行されていないものについて是正を指導した結果、不払いとなっていた割増賃金が遡及して支払われたもののうち、その額が、1 企業当たりの合計で 100 万円以上のもの。

#### 2 近畿ブロック労働局の割増賃金の是正支払の状況 (表 1~2)

- (1) 是正企業数は 269 企業 (前年度比 80 企業増)、割増賃金の是正支払を受けた対象労働者の合計は 24,848 人 (前年度比 11,066 人増)、割増賃金の是正支払の合計は 20 億 5,650 万円 (前年度比 3 億 4,106 万円増) である。
- (2) 1 企業当りの平均金額は、764 万円 (前年度比 143 万円減) であり、労働者 1 人当たりの平均金額は 8 万 3 千円 (前年度比 4 万円減) である。
- (3) 業種別にみると、企業数は製造業が 69 企業と最も多く、次いで商業の 65 企業となっており、割増賃金の是正支払を受けた労働者数は、製造業が 4,451 人と最も多く、次いでその他の事業の 4,426 人である。
- (4) 1 企業当たりの是正支払額が 1 千万円を超えるものは、42 企業 (前年度比 8 企業増) である。さらに 1 企業当たりの平均金額は 3,242 万円 (前年度比 375 万円減) であり、労働者 1 人当たりの平均金額は 10 万 4 千円 (前年度比 6 万円減) である。また、業種別にみると、企業数は製造業が 14 企業と最も多く、次いで商業の 8 企業である。

#### 3 大阪労働局の割増賃金の是正支払の状況 (表 3~4)

- (1) 是正企業数は 157 企業 (前年度比 37 企業増)、割増賃金の是正支払を受けた労働者の合計は 17,590 人 (前年度比 7,802 人増)、割増賃金の是正支払の合計は 13 億 792 万円 (前年度比 4,914 万円増) である。
- (2) 1 企業当りの平均金額は、833 万円 (前年度比 216 万円減) であり、労働

者 1 人当たりの平均金額は 7 万 4 千円（前年度比 5 万 5 千円減）である。

- (3) 業種別にみると、企業数は商業が 37 企業と最も多く、次いで製造業の 32 企業、その他の事業の 27 企業であり、割増賃金の是正支払を受けた労働者数は、運輸交通業が 3,783 人と最も多く、次いでその他の事業の 3,773 人である。
- (4) 規模別にみると、企業数は労働者数が 1～50 人の規模の企業が 43 企業（全体の 27.4%）と最も多く、次いで労働者数が 101～300 人の規模の企業が 39 企業（全体の 24.8%）である。

#### 4 近畿ブロック労働局及び大阪労働局の割増賃金の是正支払状況の推移（表 5-1、5-2）

近畿ブロック労働局の 100 万円以上の割増賃金の是正支払状況の企業数、対象労働者数、是正支払額は、いずれも平成 17 年度から毎年増加していたが、平成 19 年度をピークに平成 20 年度以降はいずれも減少した。平成 22 年度は前年度を上回り 3 年ぶりに増加に転じた。

また、大阪労働局においても、近畿ブロック労働局と同様に、企業数、対象労働者数、是正支払額は、いずれも平成 17 年度から毎年増加していたが、平成 19 年度をピークに平成 20 年度以降はいずれも減少した。平成 22 年度は前年度を上回り 3 年ぶりに増加に転じた。

なお、企業数については平成 17 年度以降 6 年連続して 100 企業以上となっている。

#### 5 その他

賃金不払残業に対する監督指導により、遡及是正が行われた主な事案は参考 1 のとおりである。

## 平成23年度労働時間適正化キャンペーンの取組

大阪労働局

### 1 利用者団体及び労働組合への協力要請

公益社団法人関西経済連合会や日本労働組合総連合会大阪府連合会（連合大阪）等の労使団体に対して、傘下の企業及び労働組合において労働時間の適正化に向けた取組が一層推進されるよう協力要請する。（本年10月下旬に実施済）

### 2 長時間労働等に関する情報提供の受付（「メール窓口」の開設）

キャンペーンに合わせて厚生労働省ホームページに情報提供受付用バナーを設置し、全国一斉に本年11月1日から、長時間労働等の労働基準法等違反の情報を受け付ける。

### 3 周知・啓発の実施

リーフレットを利用者団体、労働組合、関係行政機関等に配付する、集団指導の場等において呼びかける等により、労働時間の適正化に向けた啓発を行う。

### 4 重点監督等の実施

長時間労働の抑制、賃金不払残業の解消等を図るための監督指導を重点的に実施する。

(表1) 近畿ブロック労働局における100万円以上の割増賃金の是正支払状況

業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
製造業	69	4,451	59,006
鉱業	0	0	0
建設業	17	2,272	16,631
運輸交通業	9	3,856	4,067
貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0
商業	65	4,176	43,864
金融・広告業	13	793	10,806
映画・演劇業	1	17	1,698
通信業	4	199	691
教育研究業	16	1,427	22,973
保健衛生業	20	2,630	14,454
接客娯楽業	14	505	3,284
清掃・と畜業	3	96	802
官公署	0	0	0
その他の事業	38	4,426	27,374
合計	269	24,848	205,650
		1件平均額(万円)	764
		労働者平均額(万円)	8.3

(表2) 近畿ブロック労働局における1,000万円以上の割増賃金の是正支払状況

業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
製造業	14	2,147	40,088
鉱業	0	0	0
建設業	3	1,129	11,322
運輸交通業	1	3,620	1,898
貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0
商業	8	2,593	28,546
金融・広告業	2	502	7,258
映画・演劇業	1	17	1,698
通信業	0	0	0
教育研究業	3	990	19,559
保健衛生業	5	1,321	10,640
接客娯楽業	0	0	0
清掃・と畜業	0	0	0
官公署	0	0	0
その他の事業	5	789	15,160
合計	42	13,108	136,169
		1件平均額(万円)	3,242
		労働者平均額(万円)	10.4

(注)対象事業は、定期監督及び申告に基づく監督を行い、労働基準法第37条違反を指摘し、平成22年度(平成22年4月から平成23年3月末まで)に遡及是正支払いされたものであって、遡及是正額が1件当たり合計100万円以上又は1,000万円以上のもの。

(表3) 大阪労働局における100万円以上の割増賃金の是正支払状況

業種	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
製造業	32	2,034	28,019
鉱業	0	0	0
建設業	13	2,221	15,954
運輸交通業	5	3,783	3,372
貨物取扱業	0	0	0
農林業	0	0	0
畜産・水産業	0	0	0
商業	37	3,090	34,223
金融・広告業	10	618	10,021
映画・演劇業	1	17	1,698
通信業	4	199	691
教育研究業	9	250	1,981
保健衛生業	11	1,261	8,881
接客娯楽業	5	248	1,309
清掃・と畜業	3	96	802
官公署	0	0	0
その他の事業	27	3,773	23,841
合計	157	17,590	130,792
		1件平均額(万円)	833
		労働者平均額(万円)	7.4

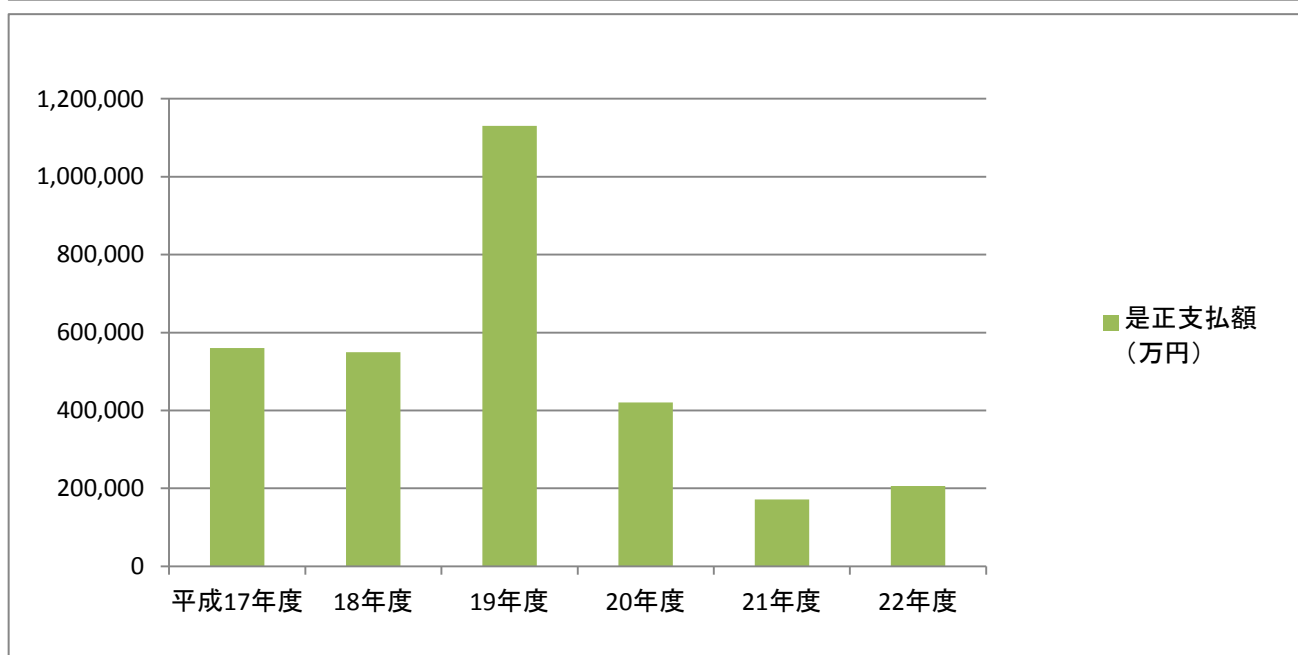
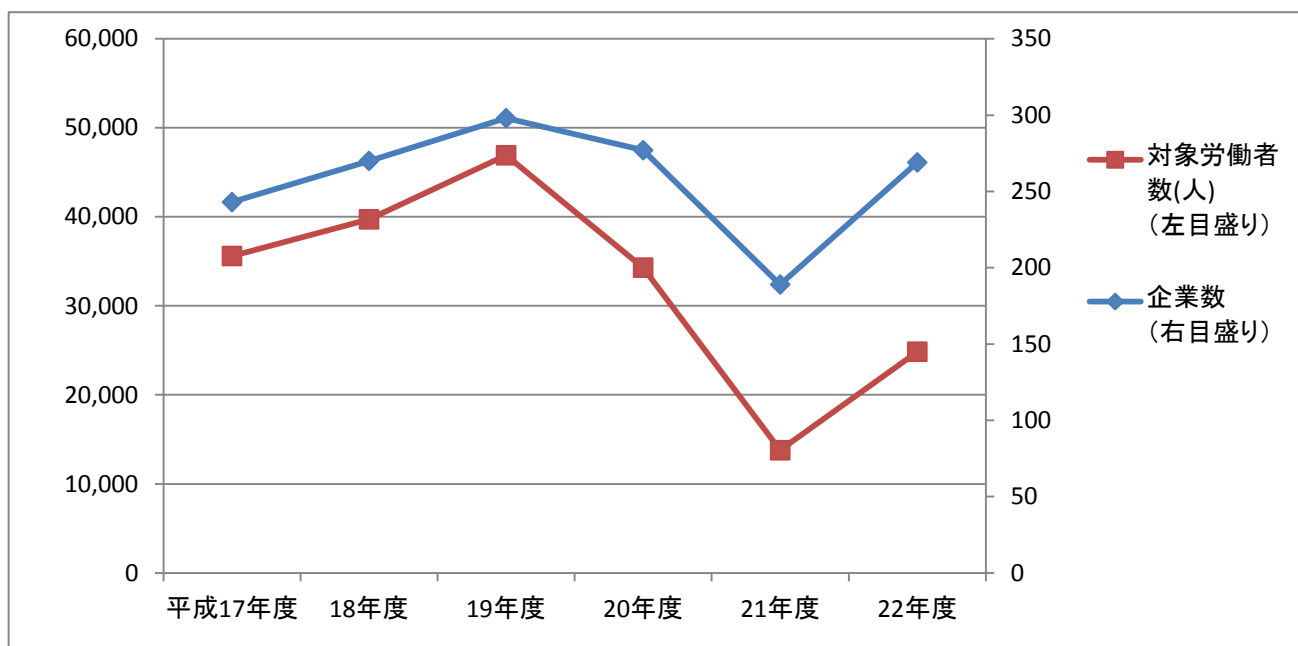
(表4) 大阪労働局の規模別100万円以上の割増賃金の是正支払状況

規模	企業数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
1～50人	43	2,419	28,780
51～100人	27	6,287	22,922
101～300人	39	2,974	46,838
301～1000人	23	855	19,471
1001人～	25	5,055	12,781
合計	157	17,590	130,792

(注)対象事案は、定期監督及び申告に基づく監督を行い、労働基準法第37条違反を指摘し、平成22年度(平成22年4月から平成23年3月末まで)に遡及是正支払いされたものであって、遡及是正額が1件当たり合計100万円以上のもの。

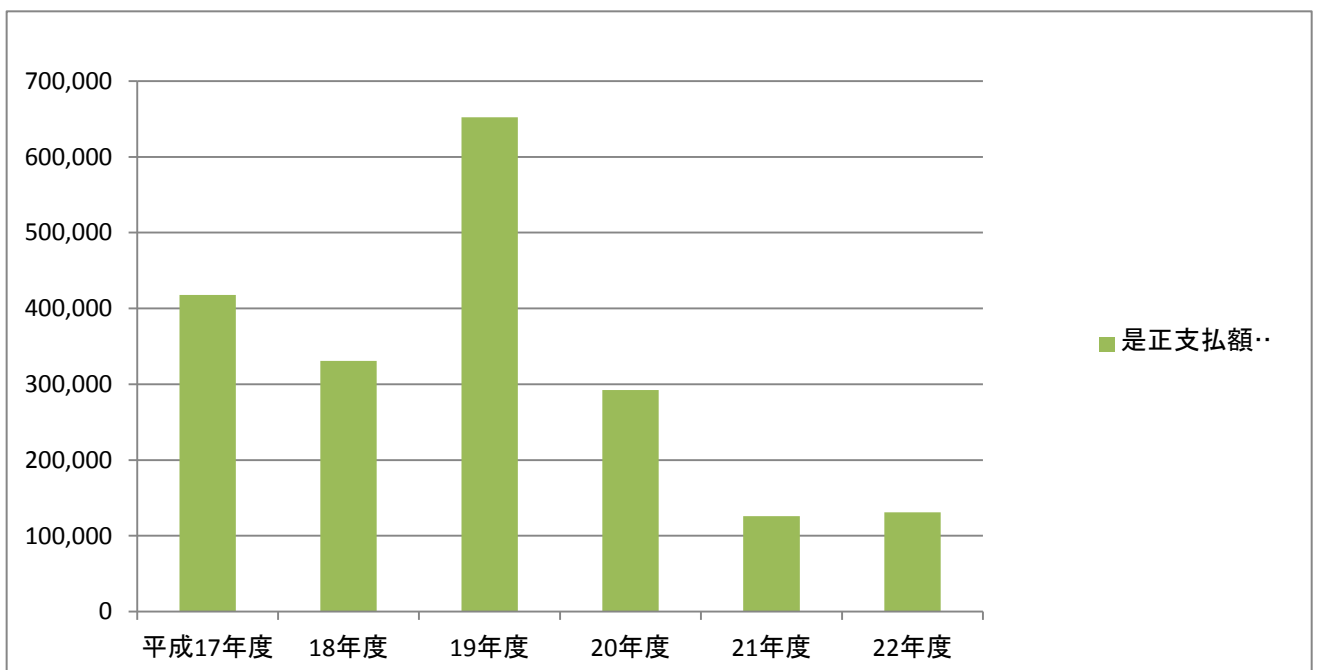
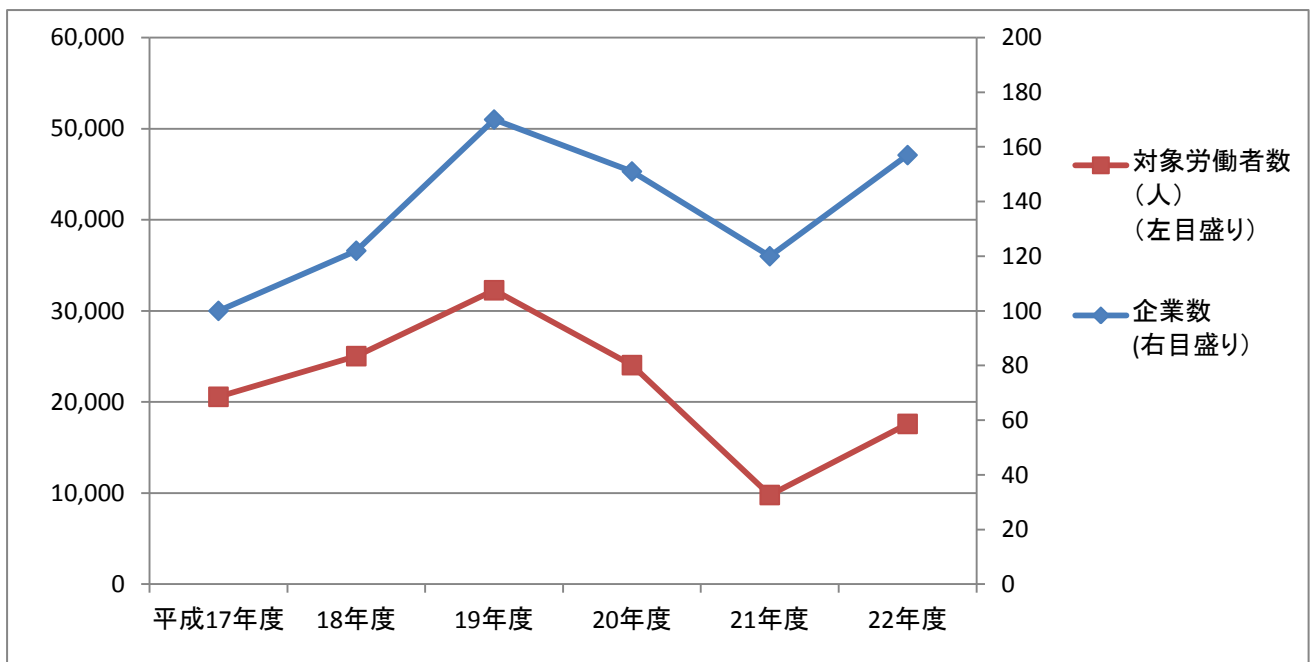
(表5-1) 近畿ブロック労働局における100万円以上の割増賃金の是正支払状況の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
企業数	243	270	298	277	189	269
対象労働者数 (人)	35,600	39,721	46,917	34,293	13,782	24,848
是正支払額 (万円)	559,932	549,581	1,130,262	420,801	171,544	205,650



(表5-2) 大阪労働局における100万円以上の割増賃金の是正支払状況の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
企業数	100	122	170	151	120	157
対象労働者数 (人)	20,567	25,031	32,264	24,046	9,788	17,590
是正支払額 (万円)	417,809	330,973	652,107	292,442	125,878	130,792





賃金不払残業に対する監督指導により遡及是正が行われた主な事案

【事例1】

- ・業 種 卸売業
- ・企業規模 (労働者数) 約 1,400 人
- ・概 要 自己申告による労働時間の記録と客観的な労働時間関係記録にかい離が生じていたにもかかわらず、適正に労働時間を把握せず、時間外労働に対する賃金を支払っていなかったもの。
- ・結 果 実態調査等から時間外労働時間を算定し直し、対象労働者約 250 人に対し、不払残業手当約 1 億 8,000 万円が支払われた。

【事例2】

- ・業 種 運輸交通業
- ・企業規模 (労働者数) 1 万人超
- ・概 要 機械記録の始業時刻前及び終業時刻後に業務が行われたにもかかわらず、時間外労働時間に算入せず同時間外労働時間の賃金を支払っていなかったもの。
- ・結 果 実態調査等から時間外労働時間を算定し直し、対象労働者約 3,600 人に対し、不払残業手当約 1,900 万円が支払われた。

【事例3】

- ・業 種 その他の事業 (情報処理サービス業)
- ・企業規模 (労働者数) 約 200 人
- ・概 要 割増賃金の計算方法を誤り、所定労働時間を上回る数値で計算し時間単価を過小に設定していたことから、時間外労働に対する賃金の一部を支払っていなかったもの。
- ・結 果 法令に基づいて算定した時間単価で再計算した差額分として、対象労働者約 200 人に対し、約 500 万円が支払われた。

【事例4】

- ・業 種 その他の事業 (飲食店の本社)
- ・企業規模 (労働者数) 約 950 人
- ・概 要 労働基準法上の管理監督者に該当しない労働者に対し、時間外労働に対する賃金を支払っていなかったもの。
- ・結 果 対象労働者約 70 人に対し、時間外労働手当を計算し約 2,750 万円が支払われた。